

公物管理等分科会
第19回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第19回公物管理等分科会議事次第

日 時：平成26年2月12日（水）14：51～17：12
場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1．開 会

2．議 事

- (1) 公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリング
特許等取得活用支援事業（経済産業省）
- (2) 別表フォローアップに関する対応について
地方交付税算定等業務（総務省）

3．閉 会

北川主査 それでは、ただいまから第19回「公物管理等分科会」を開催いたします。

本日は、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングについて、経済産業省、特許庁の特許等取得活用支援事業及び公共サービス改革基本方針別表に記載された事項に関する対応について、総務省の地方交付税算定等業務についての審議を行います。

まず初めに、特許庁の特許等取得活用支援事業につきまして、審議を行います。本日は、特許庁の中小企業知財戦略支援総合調整官の國友総合調整官に御出席いただいておりますので、事業概要について説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

それでは、どうぞ。

國友総合調整官 國友でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-1に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

1ページ目のスライドでございますが「1. 中小企業の知財をめぐる状況」ということで、アウトラインを御説明します。

中小企業は国内に約400万社ございまして、全企業数の99%以上を占めており、日本の製造業、イノベーションにとっても非常に重要な役割でございます。ただ、いかんせん、この中小企業の特許出願比率が10~12%ということで、非常に伸び悩んでおる状況でございます。

例えば左下の表で、大体、特許件数というものは40万件から30万件と減少傾向ですけれども、その中で中小企業の特許出願件数は大体3万件程度、10%程度で、伸び悩んでいる状況でございます。

右側の表につきまして、アメリカの例で、スモールエンティティ制度というものがございまして、中小企業の出願比率が25%と非常に高い状況にございまして、これは非常にベンチャー企業等の特許出願件数が多いという証左でございます。そういう中でもやはり日本の中小企業の出願比率は非常に少ない。ここはイノベーションという観点や、あとは模倣品の問題にもかかわってきている一つの原因であると考えております。

次に、2ページ目で「2. 中小企業に対する知財支援の必要性」でございます。

まず、右側の棒グラフで、これはアンケートを実施した内容で、知財経営の問題点で、どのような問題点があるのかを中小企業に聞いたアンケート結果でございます。

やはり一番多いのが、50%以上を超える財産の権利化、要するに権利化というのは特許を取得するという意味でございますが、さらには権利の侵害への対応のための人材が不足している。

次の32%のところは、要するに権利化のため、まさに権利侵害に対応するための弁護士費用・弁理士費用などや出願費用に関する資金不足。

さらには、25.9%のところですが、知財の戦略的な権利化、要するになかなか特許が取れていないというところでございます。

下から4番目のところには、海外出願にかかる費用の不足。海外出願費用は決して安く

はございません。200～300万円かかるというのが通常で、そのような費用が不足しているという問題がございます。

左下に書かせていただいておりますが、出願を年間5件以上やっている非常に積極的な企業ですら、知財担当者はせいぜい1名を置くのが限度でございまして、予算も大体900万円と、非常に少ない。

さらには、中小企業の約25%が営業秘密の流出被害を経験していますけれども、この厳密に営業秘密を管理している企業は20%以下であるという東京商工会議所の報告などもございまして、知財について課題を中小企業は非常に多く抱えておるということでございます。

そういう観点で、3ページ目で、本日のテーマでございまして特許等取得活用支援事業として、我々は知財総合支援窓口を全国47都道府県にそれぞれ設置してございます。1つの県で2～3カ所あるところもございまして、全国では56カ所ございます。

この窓口を設置いたしまして、中小企業が企業経営の中で抱えるアイデア段階から、さらには特許の取得、ないしはアイデアを商品化して、それを輸出するところまで含めた、幅広い知的財産の課題をワンストップで相談にあずかる窓口を設置しているというところでございます。

実際の中小企業からはどんな相談が多いかといいますと、開発の成果を適切に保護したい。これは必ずしも特許だけではなくて、意匠、デザインという問題もありますし、あとはネーミングをする、トレードマーク、商標という保護の仕方もございます、どういう形で保護をしたらいいか。

さらには、知財に関する支援施策。例えば国もいろいろな補助金制度もございますし、減免制度などもございます。あとは地方自治体によってはいろいろな権利取得のための補助金を出しているところもございまして、そのようなところを教えたり、あとは海外で模倣されているので対処したいとか、さらには地域ブランドの保護について教えてほしいなどのさまざまな相談が来るわけでございます。

そういうものに対応して、知財総合支援窓口では弁護士、弁理士、中小企業診断士と協働する、企業の知財部にいたような経験者である企業OBなどを知財専門家として雇用いたしまして、相談にあずかっているということでございます。当然のことながら、我々が雇っている知財専門家だけではなかなか難しいものですから、連携機関として、地域にございます中小企業支援機関、例えば中小機構の出先でありますとか、商工会とか商工会議所、あとは大学とか研究機関などにも連携機関として御協力いただいているような状況でございます。

さらには、企業に直接訪問を行って相談を受けるという面もございまして。そういうことで、この知財総合支援窓口を機能させていただいているということでございます。

次に4番目で、4ページ目でございます。具体的な支援件数・支援内容でございます。

この窓口事業は平成23年度から実施してございまして、現在3年目でございます。延べ

支援件数、先ほどの全国47都道府県56カ所でございますが、年々増加傾向で、平成25年度も12月までの9カ月時点でこの程度でございますから、非常に増加してきてございます。

実際の支援内容で、円グラフが2つございますが、やはり特許に関する相談が多い。さらには商標、これはトレードマークなのですけれども、要するに商品名でございます。中小企業は、特に地方に行けば行くほど農産品とかそういうものに対する名前を模倣されるといった問題がございまして、そういう相談が多いということでございます。

支援項目としては、やはり出願関係で、どういう形で出願をしたらいいのかとか、出願するにあたっての弁理士を紹介してほしいとか、出願関係の支援制度の説明とか、そういう出願関係の相談が7割以上であるということでございます。

5ページ目で、満足度ということで、具体的なケーススタディも次のページで御説明いたしますが、窓口に来て、相談してよかったと非常に満足いただいているところが8割以上を超えてきてございます。

窓口支援を受けた効果としてどんなことがあったかというのが右側で、やはり特許出願とか商標出願、要するに出願につながったところが一番大きな成果としてあったということで、さらには新商品の開発に具体的につながったとか、そういう御評価をいただいているところが結構多いということで、結構活用いただいているという形でございます。

次に6ページ目で、では、具体的な支援のケーススタディを4つ書かせていただいております。

左側からでございますが、取得した特許を活用して技術を海外展開したいということに関連し、海外出願の方法について相談があったということで、海外出願の方法等のアウトラインを御説明したのと、ライセンス契約のひな型などを提供して窓口で支援したところでございますけれども、企業として、その相談を踏まえて海外への輸出が成功したとか、商品用のパッケージとして国内でも採用されたとか、そういう具体的なビジネス上の成果を上げることができたという御評価をいただいているのがケース1です。

2番目は意匠権ですけれども、これはやはり海外での販売を視野に入れているので、特許権を取りたいという御相談だったのですが、特許を取るとなるとやはりお金も時間もかかるということで、むしろ意匠権を取ったらいかがでしょうかということのを逆に提案したところ、意匠権を出願したことによって比較的簡易に権利もとれた。それで安心して海外の展示会に出展することができて、現在でもその販促活動を実施しているということでございます。

3番目が、商標権の侵害の問題について御相談があったということで、当然、侵害問題でございますから、窓口担当者と弁護士等と一緒にしまして侵害対応について御相談をいたしまして、侵害のリスクの低減に向けた先行技術調査の手法や出願手続について助言をいたしました。支援の結果、当事者同士で交渉を行って、和解に至ったということや、企業内に商標担当者を配置することになったとか、社内体制の充実にも寄与し、さらに、商標に関する先行調査とか権利取得を検討するような、再発防止対策のための仕組みを社

内的にも検討するようになったということでございます。

4番目で、開発商品についての特許権を取得し、保護したいという相談があったときに、先行技術調査手法、要するに先行的な技術があると特許権が取れないものですから、先行技術調査の手法などについて説明したり、あとは類似技術があったとの報告を受けて、知財制度の概要や先行技術調査の重要性について助言したということで、その結果、企業の対応として、先行技術調査の結果、類似技術を発見して、侵害せずに済んだということや、あとは新製品の開発の際の先行技術調査を慎重に実施することになったとか、さらには窓口での支援を契機として製品開発に合わせた知財取得ができるようになって、販売に自信がついたなどの成果をいただいているということでございます。

今の窓口設置の基本的な要件を7ページに書かせていただいております。5.でございます。事業を効率的に実施する観点から、応募の基本的な要件を以下のように大きく3つ書かせていただいております。

まず、窓口の場所代でございますけれども、これは既存の事務所をお使いくださいということで、自己負担とさせていただきます。

支援担当者の配置につきましては、2～3名を配置するというところで、条件といたしまして、企業等で知財に関わる部署に従事した実務経験5年以上であるとか、あとは知的財産管理技能士という国家資格があるわけでございますけれども、その資格や、弁理士という、特許書類を作成してくれる国家資格があるわけでございます。そういう資格を持つ者であって、実務経験3年以上という経験者を配置しなければいけないという条件をつけさせていただきます。

さらに、知財専門家や支援機関との協働ということで、地域の弁理士や弁護士、あとは各地域の中小企業支援機関が中心になりますけれども、それらと連携をして支援を実施するという条件とさせていただきます。

さらに、複数の事業者によって事業を実施するコンソーシアム、要するに複数で提案するという点についても対応可能であるということにさせていただきます。

窓口の担当者や知財専門家の人材情報については、別途、知財人材データベースを我々は用意させていただいております。そこでアプローチ可能な状態になっているということでございます。

8ページ目で「6.複数応札に向けた取組」で、できるだけ複数者に応募していただいて、より提案内容のいいところに我々は事業を実施していただいているという制度設計になっているものですから、より複数事業者を呼び込ませてもらっているわけなのですが、結果的には平成23年度で3カ所、平成24年度で1カ所、平成25年度は6カ所の複数応募にいたり、その中から1社選ばせていただいているところです。引き続き事業者へのヒアリングなどを実施し、複数応札に向けた取り組みを実施したいと思っております。

特に現在平成26年度の公募中でございますけれども、過去の実績や評価の配点を公表したり、選定・審査基準に記載する項目を明確化したり、自治体に対するヒアリングを行っ

て、地域に根差した団体が中小企業の相談相手とは適しておりますので、そういう受託可能者の掘り起こしなどを実施させていただいているところでございます。

最後の9ページ目で「7. 知財総合支援窓口の今後の方針」でございます。

本事業は平成23年度から開始させていただいております、現在3年目でございます。今年度で、3年目が終了する段階となっておりますので、この3年間の実績を、今、全ての窓口について評価を実施しているところでございます。

現在、産業構造審議会知的財産分科会というものが私ども特許庁の関係の知的財産に係る基本的な方向性を出す審議会なのでございますけれども、今後の政策の主な方向性を議論している中で、中小企業・地域への支援を強化するというのが大きな柱の一つになっており、我々も来年度、平成27年度の新政策、予算要求に向けて、中小企業支援施策を抜本的に見直す方向で、今、検討しているところでございます。

さらに、中小企業の知財活動の支援というものは、特許等の出願のみならず、出願の前の段階から支援をしていくのが非常に大事で、中小企業のみならず民間企業の知財を取ることを含む知的財産全般の相談を、今、弁理士の業務として位置づけることを審議会で検討されております。このような方向で弁理士法の改正に向けた準備を、今、進めているところでございますけれども、この弁理士法の改正内容によっては、弁理士をより多く活用するとか、弁理士業務にも影響するところもできたりしますので、弁理士などの知財専門家の活用方策とあわせて、この知財総合支援窓口のあり方も検討していくことが非常に重要であると思っております。このような状況なども踏まえて、平成27年度に向けた対策を考えていきたいと考えております。

最後でございますが、今、申し上げましたように、来年度、平成27年度に向けて、本事業の実施手法や実施主体、さらに契約方式や契約期間等をも含めた事業全体の抜本的な見直しを現在検討しているところで、平成27年度からその見直した案で新たに実施していきたいと考えておるところでございます。

10ページには、今、申し上げました知財分科会の内容や、弁理士制度小委員会のパブリック・コメントに出した報告書の内容を添付させていただいているところでございます。

私どもからの説明は以上でございます。

北川主査 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから自由に御発言をいただいて、審議に入りたいと思いますが、いかがでございますか。

井熊副主査、どうぞ。

井熊副主査 御説明ありがとうございました。

これは、複数応札に向けた結果が余りはかばかしくなっていますけれども、その原因は何だと思えますか。

國友総合調整官 複数事業者による応札ということですね。

井熊副主査 はい。

國友総合調整官 自治体や地域の団体などにもヒアリングなどもしてございます。現在、地方の発明協会が受託するケースが結構多い状況です。現在、私どもが56カ所ある窓口それぞれについて、実際に訪問して、あとは自治体の担当職員などからもいろいろ話を聞いておりますけれども、実際、発明協会と商工会議所等の中小企業支援機関が一体となってやっているところもございます。中小企業の経営支援と知財支援というものが連携をとりながらやっている非常にいい例もございまして、さらには知財や発明、特許といいますと、やはり地域の人材が発明協会に集中しているということから、ほかの中小企業支援機関ではなかなか難しいという意見もございまして。

地域によって特徴はあると思いますが、知財人材がどこにいるかということに原因があるようでございます。これまではどちらかということ、発明支援は発明協会で行っていたという、地域の役割の中で1者になってしまっていると考えております。

井熊副主査 ところで、各地域の窓口業務というものは、各地域のそういういろいろな協会とかが担っているケースが多いのですか。

國友総合調整官 1団体の場合は発明協会、これは最近の一般社団化した発明協会、あとは中小企業支援センター、産業支援センターのようなところが担っている場合が多くございます。

井熊副主査 私の知っている範囲では、今、弁理士事務所もすごく競争が厳しくなって、単に特許申請書を書くだけではだめで、優秀な弁護士事務所というのはコンサルティング業務をどんどん強化して、実はそれこそ知財戦略とか、そういうことをやっているのですが、特にこの中小企業なんかの場合は大企業と違って、特許の種を掘り起こしていくというコンサルティング的なことがないとなかなか出てこないと思うのです。

その意味では、そういうコンサルティング機能を持っているような弁理士事務所にもっと活躍していただかないと思ったような政策効果は出ないかなと思うのですが、その意味においては、そういう弁理士事務所というものはやはり大都市に集中しているかなと思うので、そういう事務所の範囲がもっと拡大していくような政策をとるべきなのではないのですか。

國友総合調整官 今でもやはり弁理士事務所、要するに特許事務所の特許業務法人ですが、この事業に応募しているような例もございまして。今、我々の弁理士全体の政策といたしましても、できるだけ弁理士がいない県をなくすような方向でやってきていますので、どの地域にも弁理士の機能はあると思っております。

ただ、やはり特許ですと非常に技術分野が多様でございまして、全ての技術分野に対応できる弁理士が全ての県にいるというのもマーケット上は難しいような面もございまして。このような状況の中で、できるだけ、例えば平成26年度の事業を実施するにあたりまして、地元でなかなか人材がいないような場合には、特許庁から紹介するようなことも実施できる支援策の一つでございまして、そういうことも前提にいろいろと公募している現状でございまして。

井熊副主査　すぐれたノウハウを持った弁理士事務所というものが特許事務所に当たって、そういうものを幾つか発掘はできると思うのですけれども、そういうものがもっとほかの地域に対しても公募しやすいような環境をつくっていくというふうにしていったほうがいいかなと思うのです。

國友総合調整官　現在、特許事務所を排除しているような制度ではないのですけれども、やはり、今、特許出願件数もそれなりに多くなってきて、それぞれの特許事務所、特に大都市に行けば行くほど繁忙な状況でもありまして、一応、応募を出していただいているような企業はありますが、なかなか実際の受注につながっていないという現状はあるということだと思います。

松下課長　御指摘のとおり、弁理士事務所をもっと活用していきたいというのは、本事業の契約のためのみならず、この窓口の質を上げるためにも我々は重要であると思っております。実はその点から日本弁理士会とも毎月、定例のように、この窓口事業の今後について議論もさせていただいています。そういうものを通じて副主査の御指摘のような、地方にどうやってコンサルのできる弁理士を増やしていくかということも検討課題であると思っております。

井熊副主査　アメリカのベンチャーなんかでああいうサービスは、パテントロイヤーも、普通のリーガルサービスも、完全に市場化しているのですよ。やはりそういう形で各地域の協会がやっているという状況を変えなかったら、とてもこういうレベルにはならないと思うのです。だから、そういうパテントロイヤーの市場化政策みたいなものをもっていかないと、そういう形の公募の仕組みというものを考えておかないといけないのかなと思うのです。

國友総合調整官　先ほど御説明した弁理士法の改正などがまさしくそうなのですけれども、9ページ目にある7.なのでございますが、知的財産全般に関する相談業務をこれまで法定業務化していなかったところがございます。知財分科会の弁理士制度小委員会の中で、弁理士としてもそういう方向性で社会的な役割の位置づけを検討されているところです。そういう社会的ニーズもあるという中で、我々もその方向で、今、法案をまさしく政府部内で検討しているところでございます。

北川主査　よろしいですか。ほかはいかがでございませうか。

どうぞ。

尾花副主査　御説明ありがとうございました。

資料1-1の7ページ目の「5.知財総合支援窓口設置の基本要件」の　の点なのですが、御説明によりますと、窓口の設置に係る借料等は、自己負担とすることの理由としては、既存の事務所を使うことを前提とされているという御説明だったのですが、なぜ、そのような前提を置かなくてはいけないのでしょうか。

國友総合調整官　中小企業に対する経営と直結したような相談業務に関連する中小企業の支援機関というものは既存のものでもございます。そういう中で、例えばそこに間借り

をしてもできますし、新たにこの事業のためにオフィスを借室しなくても効率的に運用できるのではないかとこの私どもの認識がございまして、従来からこのような借料については、私どもの委託事業の対象にはしないという形で進めさせていただいております。

尾花副主査 わかりました。

先ほどの井熊副主査の御指摘によりますと、弁理士事務所の大手が都心に集中していて、そういう方々が地方に事務所を設置するときには新しく借料等がかかってしまい、この条件により都会の弁理士さんの有能な情報を地方の窓口で利用できにくくなっているのではないかと考えるのですが、それに関しては何か御懸念を共有していただくといえますか、さらに改善というものはお考えになる余地はないでしょうか。

國友総合調整官 弁理士業務というものはあくまで特許書類をいかに効率的につくって審査を通るかといった面もございまして、地方に全ての技術分野の弁理士がそろうというのは、やはりマーケット上も難しいのが現状でございます。窓口に来ていただいた支援内容が地元の弁理士だけでは対応が難しい場合においては、東京の私どもにお問い合わせをいただければ、私どもから日本弁理士会の本部と御相談をして、できるだけ効率的に派遣できるような体制を整えさせていただいているということで、相談者の便宜には非常に対応できる形にはさせていただきたいと思っております、平成26年度からそれを実施する予定でございます。

尾花副主査 わかりました。

それで、やはり1者応札のところが多いため、新しい事務所を開くことのハードルが高いような上限というものはやめていただくのがいいのではないかと個人的には考えます。

さらに、その際に借料で1年単位というのは、不動産を借りる上ではあり得ない。そういうときには、さらに1年未満のお部屋を貸してくれる家主さんなどというものはほとんどいないと思われますし、借りる際に敷金等や原状回復の費用を考えると、やはり1年で借りて参入するというのは、この条件は非常にハードルは高くなっているように考えますので、御検討いただくのがいいのではないかと思います。

以上です。

北川主査 あとはよろしいですか。

どうぞ。

川島副主査 同じく、資料1-1の7ページのところで2点ほど発言させていただきま

す。
競争性を確保するという観点から「窓口支援担当者の配置」で の要件がありますけれども、例えばこうした内容について、これまでの実績などを踏まえて見直す、緩和する方向で検討する余地があるのか、ないのかという点を教えていただきたいと思います。

もう一点なのですが、「窓口の設置」で、先ほどこちらの委員からも複数年での契約というお話がありました。毎年、応札者がかわることによって、例えば電話番号が変わっ

たりとか、行った先の事務所が変わるとかがあると思います。利用者からすれば、ある程度、安定的に窓口機能というものが継続することによるプラス面もあるのではないかという気もいたしております、そうした点からも複数年での事業ということも検討の余地があるのではないのかと思いました。その点についても何かあればコメントをいただけたらと思います。

國友総合調整官 わかりました。

まず、この窓口担当者の要件と申しますか、実務経験重視ということなのでございますけれども、この要件については実際に相談相手として私どもが想定しているのは、やはり企業経営者がいかに知財を有効に活用するかということでございますから、当然、出願すれば良いということでもなくて、先ほどの営業秘密の問題などからすれば、むしろ特許を出願しないほうが良い場合もありまして、そういう相談に適切に対応できる人材ということからしますと、少なくとも、このような実務経験年数は必要なかなと思っております。

基本的には、この実務経験、この基準であってもやはり相談に対応できないことはありまして、その場合においては専門の地元の弁理士や、弁護士、そういう方々を臨時の専門家として相談に対応させていただいているというのが基本と思っております。

松下課長 補足しますと、実は平成24年までは前者の要件、つまり実務経験5年以上という者だけだったのですが、平成25年度のときに御指摘を受けて、もう少し間口を広げられないかということで、まさに先ほど言った知財関係の資格を持っている者であれば、実務経験は少し短くてもアドバイスできるのではないかといいところで、まず平成25年度に一度、拡大をさせていただいたということです。さらにもっと間口を広げることができるのかどうかというのは、今の支援担当者の状況を見ながら考えていきたいと考えているところです。

北川主査 どうぞ。

井熊副主査 7ページの条件は何となく違和感があるのですけれども、まずはそういうサービス精神がある弁理士は都市に偏在していると。これのサービスを受ける対象は主に製造業であると思うのですが、製造業というものは都市にも多いけれども、地方にもいっぱい分散していると。

そういうふうに、この地理的なミスマッチがあるわけです。そういうときに、この不動産みたいな形で地理的な制約をかけるのは、すぐれたサービスをなるべく広く展開することの障害になるのだと思うのです。薬の販売ではないのですけれども、別にインターネットでやってもいい話ですし、なるべくこういう不動産的な条件は排除していったほうが良いのではないかといい点が1つ。

もう一つは、もちろん、一定の資格は必要かもしれませんが、やはり民間の中でやられたときに、民間企業が気にしているのは、経験よりもサービスのクオリティだと思うのですよ。やはりいかに実務経験が長くても、全くサービス精神がなくて、相手の知財

を開発できない人もたくさんいるわけですよ。

その意味では、こういう実務経験の拘束というものはなるべく避けて、どういうサービスができるのかという提案部分をもっとふやしていかないと、本当の意味でのサービスのある、効果のある知財サービスというものはできないのではないかなと思うのですが、それがすごく、資格と不動産的な条件の拘束と、この効果ということが個人的には余りマッチしていない感じがするのです。

國友総合調整官 まず、不動産的なという、借料をみる、みないということなのだと思いますけれども、弁理士事務所であっても、中小企業支援機関であっても、当然、弁理士事務所であれば事務所を持って、出願人とそこで相談するというオフィスはお持ちでしょう。それで、中小企業支援機関であればそういう既存のオフィスはおありになるのだと思いますので、新規に、この窓口事業を実施するだけのために会社が存在するのはまずあり得ないと思っております。現在も既存のさまざまな知財関係の会社であるとか、また調査機関などもありますし、弁理士法人、中小企業支援機関を想定して、このような基準で、できるだけ効率的にやらせていただいているということかと思えます。

あとは、業務経験については、当然のことながら、サービス重視ということは当然なのでございますけれども、この知財人材というものはそれほど多くいるわけではございません。ですので、そういう中で弁理士ということになりますと、サービスをして対価を得るというものでございますけれども、窓口事業は対価を求めるわけではございませんので、できるだけ無償で最低限の情報を提供して、中小企業が次のステップに移る最初の初歩的なアドバイスをするというところでございます。

ですので、具体的にお金を支払って、特許書類を弁理士事務所を書いてもらうということになればそちらのサービスのほうに移るわけではございますけれども、まずはその初歩的な水先案内をこの窓口ですするという機能を公的な支援として実施させていただいているものですから、最低限の実務経験を基準とさせていただきつつ、提案内容でできるだけサービス内容の良いところを選ばせていただいております、実際の審査の際には考慮させていただいているのは事実でございます。ただし、何も基準がないというのも事業の実施に支障がある可能性がございますから、やはり年数とか、資格とか、実務経験というものはやはり最低限必要な、外形標準としては重要であると考えております。

井熊副主査 そういうサービスとしてノウハウを持っている弁理士さんは、トップのスタープレイヤーの弁理士がいて、その裾野にこのサポートのスタッフがいるのですね。ですので、割とこういう横並び的な実務経験の実績を求めるということではなくて、上のほうにいる何人かがそれを持っていればいいのであって、サポーティングスタッフを含めたサービス体制のほうが重要なのですよ。

だから、そういう人たちがもっと出やすくするとか、あと、この不動産のものをやっていると、土着が悪いというわけではないですけれども、どうしても土着の弁理士事務所が有利になるかなと。そうするとどうしても、もし、こういうサービスが効果があるのであ

れば地域間格差が広がっていくのではないかなと。大都市でサービス能力の高い弁理士事務所が多いところほど、政策の成果が上がっていくというふうになっていってしまうのではないかなと思うのですよ。

松下課長 特に質のほうは、まさに我々も、どうやって上げていこうかというのは考えているところですので、今、いただいたアドバイスを参考にさせていただきたいと思います。

あと、まさに場所、ハードの面をどこまでそろえなければいけないかということも、先ほど調整官から話もあったように、見直しの主要な課題と考えているのですが、現実を見ると、中小企業者の場合、特に知財の問題について相談する場合には、やはり窓口を訪問するのが6割ぐらいで、電話等どこにあってもよいという形で最初にアプローチをしてくる人は3割ぐらいです。

やはり身近で、実際の技術であるとか、製品を見せながら相談をしたいという中小企業の方のほうに現実には多くて、そういう点も踏まえて、一応、各都道府県レベルでそういう相談のできるスペースを置いてはどうかということでこの事業を始めたところでございます。

ただ、おっしゃるとおり、もう少し効率的にできないか、どこまでハードが必要なのかということは、見直しの中でもやはり大きな議題であると考えております。

井熊副主査 もし、そういう地理的な場所が必要であれば、それはむしろ公共のほうを用意して、必要に応じてサービスをする人たちが使えるようにしたほうが地理的な壁は越えられるのではないかなと思うのです。

國友総合調整官 そういうアイデアもあると思います。

北川主査 あとはよろしいですか。

これは、この既存の体制でいくというと、アメリカと日本と比べて、アメリカ並みに追いつくという発想は余り感じられないですね。目的を置きかえたらもっと発展するという感じがしたのですけれども、そうでもないのですか。

國友総合調整官 産業構造的な問題もあるかと思うのです。日本の中小企業は歴史的に大企業の下請をこれまでやってきた中で、新たな納入先を目指して海外で展開したりする、非常にそういう意味で構造改革を求められる意味合いでございますので、最近、この窓口に非常にニーズがあるのも、新たな取引先との関係で、知財がないとなかなか取引先が増えないからといった感じで来られる方が結構多いのです。

ただ、アメリカは、ベンチャーは本当に開発ベンチャーで、個人で起業し、個人のノウハウで勝負している方々が多いわけですから、日本の産業構造は非常に就業者数的にも中小企業が多い中で、まずは特許を取ることすら敷居が高いと思っていられる企業はまだ結構多いのが現実です。

北川主査 敷居が高いと思わせておるのはあなた方と違うのかという議論で。

國友総合調整官 そこは反省しなくてはいけないとは思っています。

北川主査 努力されているわけでしょう。

國友総合調整官 しています。

北川主査 だから、もっとやったら、それは失礼ですけども、釈明になってしまって、ハードルが高い、特許庁は何を考えているのだと。

國友総合調整官 窓口は窓口で駆け込み寺的に相談に来るわけなのですけども、当然、窓口以外にも我々が直轄で地方に出向いて、いろいろ制度紹介や、セミナー等はかなり実施させていただいています。

北川主査 だから、それはいいけれども、ここが変わらないと、努力はしていても、結果、アメリカに負けてしまうとか、もっと成果が上がらない場合があるかもわからない。考えてみてください。

國友総合調整官 わかりました。申しわけございません。

北川主査 よろしいですか。

井熊副主査 でも、今、北川先生が言われたとおり、10ページの第1章とかには「イノベーションを支える」とか「知的財産立国の実現に貢献する」と書いてありますし、やはり非常に目線の高いことを書いてあるので、それはグローバル競争に耐え得る、眠れる中小企業を発掘するみたいな、何か対応が非常にパッシブなのです。待ちな感じがして、もっとポジティブな、ここに書いてあることはそのとおりかなと思ったりするのです。

國友総合調整官 パッシブといいますか、どちらかといいますと、いざというときの駆け込み寺的な形で窓口をインフラとして整備させていただいているところはあるのですけれども、当然、窓口の担当者は、先ほどの企業訪問ではございませんが、地元の経営者に足を運んで知財関係の相談にあずかるということもやらせてはいただいているところで、その中で幾つか成功事例があったものが今日いろいろ、先ほどのケーススタディで御紹介させていただいている例となります。

松下課長 まさに待っているだけでは限界もありますし、本当に伸ばさなければいけない中小企業が来てくれるとも限りませんので、そういう企業に対してから、平成26年度からはむしろ訪問していく。特にいろいろな表彰を受けているけれども、特許を出していない企業もたくさんあるので、それはどうしてなのでしょうということも含めて、いろいろこちらから訪問するというサービスも平成26年度からは特に強化していきたいと思っております。待ちだけではなく、掘り起こして、またレベルアップをするということも、質も上げていきたいとは考えております。

北川主査 よろしいですか。

どうぞ。

尾花副主査 きょうの朝のラジオで、大田区の町工場のものづくりについて各国が注目している。それで、非常にすばらしい技術がある。そういう意味でいきますと、こういう窓口の相談業務をやる方は、秘密保持について高い見識と意識を持っていただきたく、そういう意味でいきますと、公共サービス改革法に則った秘密保持の罰則のもとでやってい

ただくことがより日本の技術を守る上で大事なのではないかと私としては考えておりますので、公共サービス改革法の適用についても御検討いただけると助かります。

北川主査 よろしいですね。

それでは、時間も経過しております。この公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングについての審議は、これで一応終わらせていただいて、今の議論の中で、事務局から本日の議論を整理していただけますか。

事務局 本業務については、市場化政策を図る必要があるということが委員の先生から指摘されておりまして、業務品質の向上を図る視点でも、競争性を向上させることが重要ではないかと考えているところでございます。

民間競争入札を実施することによって、公共サービス改革法に基づく入札を行うこと、つまり監理委員会で審議を経た実施要項を作成することによって、参加要件の見直しを行うことや、契約年数を見直すこと、さらには評価項目を見直すことによって、競争性の向上が図られるのではないかと考えられます。さらには、公共サービス改革法を適用することによって秘密保持等に関するメリット等がございまして、民間競争入札を実施することにより一定程度の効果があるものと思慮されます。よって、本業務については基本方針の別表に位置づけてはどうかと考えております。

しかしながら、平成27年度に向けて事業の抜本的な見直しを検討していることから、その実施については一定の配慮をする必要があると存じますので、その点も別表に明記してはどうかと考えております。

以上です。

北川主査 今の事務局の提案について、各委員よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

北川主査 そういうことで、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、御審議ありがとうございました。

あとは、本日の議論の中でいろいろ意見を出していただいたところで、それぞれ1カ月程度を目途に取りまとめさせていただきまして、事務局を通じて御回答ください。その成果について、また各委員で確認をさせていただきたいと思っております。

本日の議論を踏まえて、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料を整理したいと思います。

整理したものにつきましては、事務局から3月の監理委員会の本委員会に報告いたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

事務局から何か確認すべき事項は特にございますか。そちらはよろしいですね。

事務局 はい。

北川主査 それでは、特許庁の皆さんにおかれましては、御出席ありがとうございました。

(特許庁関係者退室、総務省関係者入室)

北川主査 それでは、総務省の地方交付税算定等業務につきまして、審議を行います。本日は、総務省の自治財政局交付税課の前田課長に御出席いただいておりますので、別表フォローアップに関する対応について、説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。

どうぞ。

前田課長 交付税課長の前田でございます。

私のほうから、まず概括的なこととお話しさせていただきたいと思います。

地方交付税の算定につきましては、これは毎年度、約17兆円相当の額を47の都道府県、それから、1,700を超えます市町村に対しまして迅速かつ正確に配分するといった業務でございます。

この算定の事務につきましては、昭和29年の交付税制度の創設以来、限られた人員で実施してまいったわけでございますけれども、毎年度の制度改正等を反映してきた、そういった積み重ねによりまして、年々、その内容は複雑化してきております。それとともに、その事務量も膨大になってまいりました。

こうしたことから、昭和56年度以降、市町村分に係る地方交付税の算定事務の一部を外部に委託してまいってきたところでございます。この算定業務の特殊性というものを踏まえまして、この事務委託を開始いたしました昭和56年度以降、財団法人地方自治情報センターを委託事業者として選定してまいったところでございます。

その一方で、政府のさまざまな調達に関しましては、既に委員の先生方御承知のとおり、効率的で競争性の高い調達の実現を目指し、それまでの調達状況ですとか、その検証、見直しを行うことが求められてまいったところでございます。私どもといたしましても、こうした政府の方針を踏まえまして、平成19年度の調達において、それまでの随意契約方式から公募による選定方式に移行させました。そのほか、平成22年度の調達におきましては、一般競争入札を試行的に実施するなど、さまざまな取り組みを重ねてまいってきたところでございます。

加えまして、平成18年度に成立いたしました公共サービス基本法の趣旨ですとか、これまで公益法人との随意契約が長期的に続いてきたことを踏まえまして、本基本方針に沿った市場化に向けた検討を進めるべく、平成24年度におきまして本事業を、将来的な市場化を検討する事業として選定したところでございます。

それ以降、市場化の可能性を見出すべく、さまざまな角度からも検証・検討を進めてまいったところではございますけれども、本業務の特殊性ですとか、算定システム構築の経緯、さらには将来的なコスト面の課題、こうしたものを総合的に検討しました結果、今後競争性を高めるということが非常に困難であると。かような案件であるとの判断に至っ

たものでございます。

この後、これまでの検討内容などにつきまして、詳しい説明を担当のほうからさせますけれども、御審議に当たりましては本業務の特殊性ですとか、これまでの経緯なども踏まえた上での御判断をいただければと考えている次第でございます。

簡単でございますが、私のほうからは以上でございます。

板東理事官 交付税課の板東でございます。

引き続き、御用意させていただきましたお手元の資料「地方交付税算定等業務委託 市場化テスト導入に関する検討」に基づきまして、簡単に御説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。まず「Ⅰ．地方交付税算定事務の概要」でございます。

まず、国と地方の算定に関する役割で、(1)にございますとおり、国と地方団体は、地方交付税法に基づきまして、この図にあるような事務を行ってございます。

簡単に御説明いたしますと、まず市町村から、 にございますとおり、一番上の青い矢印で、算定に必要となる各種の基礎数値の報告が都道府県になされます。また、都道府県は自らの県の基礎数値と、あわせて県内市町村から報告を受けました基礎数値の報告を国に対していたします。

下のピンクの矢印で、国はこの報告を受けた基礎数値によりまして計算した団体ごとの交付額を決定いたしまして、都道府県に通知し、都道府県はこのほかに法律の第17条に基づきます施行令第2条の規定によりまして、県内市町村の交付税額の算定と交付に関する事務を行うこととされてございまして、国が示しました算式に基づき、中段の緑の矢印で、

各市町村の算定結果を国に報告するとともに、 にありますとおり、国に報告した額を市町村に通知することとされてございます。

あわせまして、 にございますとおり、総務大臣が決定した交付額を市町村に対し通知する役割が都道府県に置かれておるわけでございます。これは算定に必要となります基礎数値の報告に加えまして、算定・交付に関する事務を統一的行うことで、県が県内の市町村の財政運営に対しまして適切な助言ができるように役割が付与されたものでございます。

こういった事務の流れでございますが、(2)にございます国と地方の算定体制について御説明いたします。

都道府県分の算定事務は国が自ら行いますけれども、地方交付税の算定のうち、市町村に交付すべき普通交付税の算定事務の一部、一部というのは具体的には電算による計算事務でございますけれども、国・都道府県それぞれが財団法人地方自治情報センターに委託してございます。

で書いてございますが、交付税の算定とあわせて算定が決定されます地方特例交付金、これも法律に基づきまして市町村に交付すべき地方特例交付金の算定事務の一部、これも電算事務でございますけれども、それぞれLASDEC、地方自治情報センターに委託している

のが現状でございます。

2 ページをお願いいたします。それでは、このLASDECに対しまして、どのような内容の事務を委託しているのかについて御説明いたします。

まず「(1) 都道府県からの委託事務」でございます。これは が2つございますが、市町村から報告を受けました基礎数値の総務大臣への報告というものが1つ。また、市町村の交付税の算定の元となります基準財政需要額、基準財政収入額並びに交付額の計算、さらには結果の総務大臣への報告が委託をしているものでございます。下の図で言いますと、緑の線のところでございます。

それから、国からの委託事務につきましては、都道府県から報告されました市町村の基礎数値等の管理のほか、交付税算定システムにおけます計算定義・帳票定義の作成・更新。さらには市町村ごとの算定額の試算、各種分析及び分析結果資料の作成。図で言いますと、ピンクの線がLASDEC、地方自治情報センターに委託しているところでございます。

3 ページをお願いいたします。次に「II. システムによる普通交付税の算定」につきまして、まず算定システムそのもの自体の導入の経緯から御説明申し上げます。

(1) にございますとおり、過去、都道府県におけます市町村分の普通交付税の算定事務で、そもそも、この普通交付税の算定事務は内容が複雑多岐にわたっておりまして、かつ膨大なデータ量や計算量がございました。当時は東京都を初め、一部の都道府県におきまして個別にシステムを開発して、電算処理を実施してございましたけれども、毎年度の制度改正に伴いまして、限られた期間内でこのプログラムの修正等が必要となってまいりまして、都道府県におきましては、毎年度、そのための人員確保であるとか財源の確保が課題となっていたところでございます。

このような中、(2) にございますとおり、交付税の算定事務の軽減と重複投資を回避する観点から、都道府県とLASDECが共同によりまして、普通交付税の市町村分の算定に係る標準システムの研究・開発に着手いたしました。そのための財源といたしましては、2つ目の にございますとおり、当時の財団法人日本船舶振興会、現在の日本財団でございますが、ここの昭和53年・54年度の補助事業として実施されてきたところでございます。

このシステムを開発いたしまして、昭和55年度にテスト稼働し、昭和56年度から現在の算定システムの元となりますシステムが本格稼働したところでございます。

また、今日までシステムの改修なり更新をしてまいりました。昭和56年度の本格稼働以降、毎年度、交付税の算定に関する制度が変わりますものですから、その改正に伴いまして、算定方式の見直しに伴うシステムの小規模な改修が必要となります。これに要する経費につきましては、国が毎年度、委託費として地方自治情報センターに支出をしているところでございます。

また、大規模の改修といたしましては、平成21年度に都道府県からの要請を受けまして、ホストコンピュータシステムからオープンシステムに大規模改修がなされましたが、この改修に要する経費は、国からの負担はございませんで、各県からの負担金を元にLASDEC自

身が負担をしているという内容のものでございます。

このような状況から、算定システムの研究開発、導入の経緯、さらには現在のシステムの改修に係る費用の負担状況から、所有権・著作権についてはLASDECに帰属すると位置づけているところでございます。

4ページをお願いいたします。これまで委託事業者の選定に関しましては、競争性の確保に向けました様々な取り組みを総務省でも行ってございます。

まず、本格稼働いたしました昭和56年度からでございますけれども、当時は極めて短い期間内に全団体の交付税額を迅速かつ正確に算定する必要があるということ。それから、システムの改修であるとか障害時の対処など、迅速な判断と臨機応変な対応が求められますこと等から、やはり担当していただく事業者は専門的な知識と常時対応可能な処理体制の確保が必要であるとの考え方に基きまして、この条件を満たすのは、現システムの開発当初から携わり、かつ十分なノウハウと人員が確保できているLASDEC以外にはないという判断をいたしまして、平成18年度まで特命随意契約により事業者を選定してまいりました。

しかしながら、随意契約の適正化に向けた気運であるとか要請を背景といたしまして、より高い競争性の確保と品質の向上を目指して、平成19年度から公募による事業者の選定を導入いたしました。

さらに、3.にございますとおり、平成21年10月に予算執行の効率化・透明化を内容とした改革方針が閣議決定されましたことを受けまして、長期間にわたり特定の事業者との契約が続く本事業につきまして、一般競争入札を試行的に導入いたしました。

また、一般競争入札の実施に当たりましては、総務省のCIO補佐官の協力を得ながら、参入障壁の精査など、仕様書の内容を見直すとともに、競合が見込まれる事業者から事前に意見招請を実施いたしました。しかしながら、平成19年度からの公募による方式、また、平成22年度の一般競争入札におきましても、ともに参加しましたのはLASDECのみの参加でございました。

このような結果を受けまして、3.の3つ目の にございますが、一般競争入札におきまして、事前に仕様書等の入手はしたものの、結果として入札に参加しなかった事業者10者に対しまして、参加しなかった理由等を聴取いたしました。

下に3つほど掲げてございますが、事業者からは、本業務を受託するためには、やはり交付税制度に関する知識が不足している。また、他の事業者と競争するためには、事前に独自システムの開発が必要となっており、2年から3年の期間と一定程度の財源が必要となる。さらには、一旦そのシステムをつくった以上、継続的に請け負うためには、それなりの人員の確保なり新たな体制づくりが必要であるということもございまして、こういったことを理由に、現状での入札参加は困難であるという意向が示されたところでございます。

この平成22年の、試行的に実施した一般競争入札の結果を受けて、総務省の予算執行監視チームにおける検証におきましても、当面、公募検証を行いながら、適正な調達方式を

採用すべきとされたことを受けまして、平成23年度以降は、複数の事業者に対しまして事前に仕様書案を示して参入障壁がないことを検証した上で、公募方式により事業者を選定することといたしたところでございます。しかしながら、今年度、平成25年度まで公募に応じた事業者はLASDECのみでございました。

5ページをお願いいたします。次に、この市場化テスト導入に向けましたこれまでの検討について簡単に御説明いたします。

まずは、本事業につきましては、これまで公募方式であるとか一般競争入札の試行的導入など、競争性を高めることによる質の向上と経費の効率化に向けて取り組んでまいりましたけれども、結果として、特定の公益法人との契約が継続的に行われてきたことや、公共サービス改革基本方針の趣旨を踏まえまして、改めて、事業自体の内容であるとか委託事業の仕様等を検証いたしまして、競争性向上の弊害になる点はないのか、また、あるとすれば、それをどう見直すべきか等について検討すべく、平成24年度の対象事業として自主選定をして、市場化の可能性について検討・検証してきたところでございます。

また、事業内容の検証に当たりましては、事業の性質・性格別に4分類いたしまして、それぞれの現状と導入に係る課題を洗い出して、導入の可能性について検証することといたしました。

下の図が、検討結果を簡潔にあらわしたものでございます。まず、横軸にはシステムの設計・開発面。それから、電算処理・保守面、いわゆる運用面。縦軸にはソフト面とハード面で整理してございます。

まず左上、設計・開発面のソフト面ですが、ここでの主な事業内容は、毎年度の交付税の算定に必要な計算・帳票定義の作成・更新でございます。ここでの課題は、やはり現システムの所有権はLASDECに帰属している以上、実質的には他の事業者が独自システムを開発・保有することが必須であること。さらには、独自システムの開発・保有には、一定程度の制度の習得期間なりシステムの開発期間、また、そのための財源が必要であること。さらに、国が新たなシステムを開発する場合には、当然、新たな事業者と同様に、一定の期間と財源が必要になること等が課題として考えられます。

その下、ハード面でございますが、事業内容としましては、サーバ等の機器、それから、算定用端末等の貸与というものがございます。このハード面につきましても、システム開発と同様に、やはり独自確保が必要になること。また、仮に端末等の貸与のみを切り離して調達をした場合、これはやはりシステムの本体自体はLASDECが所有しておりますので、LASDECのシステムへの接続に必要なアクセスコードの開示が必要となること。さらには、端末等の調達のみを分離して調達した場合は、現状からの大幅なコスト削減の効果が期待できないといったことが課題となると考えてございます。

今度は、右側の電算処理・保守面でございます。

ソフト面につきましては、いわゆる運用でございますので、試算・算定・集計及び分析、こういったことがあります。課題といたしましては、現実問題として、競合他社の作成の

システムを使って運用することは非常に困難であるということが考えられます。また、仮にそれが可能であるとしても、やはりシステムを保有している事業者から利用料を支払うことが当然発生するわけですので、新たなコストの発生といった課題もございまして、システム運用のみを分離した委託は困難であると考えてございます。

右下で、ハード面でございますが、サーバ等の機器の保守管理、それから、算定用端末等の保守・復旧、こういったことが事業内容でございます。課題といたしましては、限られた期間内での算定におきましては、十分な保守と迅速な復旧が必要となりますけれども、機器の不具合発生時における迅速な原因究明には、やはりハード面とソフト面が同一事業者であることが最善であるということが言えようかと思えます。

6ページをお願いいたします。最後に、これまでの検討結果を踏まえました今後の対応方針でございます。

「1.市場化テスト導入の可能性」といたしましては、まず(1)で現行の枠組みでの市場化の可能性。これはいわゆるLASDECが保有するシステムを利用した運用を前提とした場合でございますが、繰り返しになりますけれども、LASDEC以外の事業者が請け負う場合には、やはり交付税制度の習得であるとか継続的な処理体制を確立するための新たな人員確保が必要となります。

また、既存システムをLASDECが他の事業者に使用させるとした場合でも、システム使用料等の新たなコストが発生いたします。

他の事業者が独自システムを開発する場合には、当然のことながら、一定程度の開発期間と財源が必要になりまして、なかなか公平な競争環境の確保は難しい状況にあると考えてございます。

(2)といたしまして、新たなシステムの開発を含めました市場化の可能性で、これは一旦、現状を白紙にいたしまして、改めてシステムを構築した場合でございますが、やはり現在のシステムをLASDECが保有している以上、LASDECと他の事業者との間に、特にコスト面におきまして平等な競争環境の確保が困難ではなかろうかと考えます。

また、現状では国・地方の双方がLASDECのシステムで結ばれて連動することによって一体性を保った算定が可能となつてございますが、国と県の委託先が仮に別々になった場合、また、国と県の双方が新たな事業者に対して委託する場合には、地方団体にも新たなコストの発生が見込まれまして、地方団体の理解が必要となります。現在の厳しい地方団体の財政状況を踏まえると、なかなか理解を得るのは難しいのではなかろうかと思っております。

3つ目の で、現状におきましては、新たなシステムの開発であるとか大規模改修の必要性は生じていないところでございます。

(3)で、業務を分割した上での市場化の可能性について検討いたしました。やはりこれも繰り返しになりますが、算定用の端末等の調達であるとか保守・復旧など、一部の調達のみ市場化することは、手続上は可能でございます。ただし、システム保有者と端末調

達事業者等が異なりますと、やはり不具合が出てきたときに迅速な対応が困難になるおそれであるとか、また、セキュリティ上の課題が存在すると考えます。

最後に（４）でございますが、現在委託しておりますLASDECは、今年の４月に財団法人から住民基本台帳法等に基づく事務のほか、地方団体の情報システムに関する事務、また、それに関する支援を目的といたしました地方共同法人地方公共団体情報システム機構に改組されます。

これに伴いまして、地方団体におけます情報システム関連事務について、機構と地方団体の連携がさらに強化されると考えてございます。

こういった中で、繰り返しになりますが、国と地方の委託先がそれぞれ異なる場合、また、双方のシステムをつなぐために必要となります新たなコストであるとかセキュリティ面等での課題が発生いたしてまいります。

その一方で、地方共同法人化によりまして、地方公共団体情報システム機構法におきまして、みなし公務員の規定が設けられてございます。これによりまして公的な性格が強まり、公共サービス改革法が目的とする、より良質かつ低廉な公共サービスの実現が期待できるといったメリットもあると考えてございます。

以上のような検討・検証結果から、現状におきましては、冒頭、交付税課長から申し上げたとおり、公平な競争性を高める環境にはなく、現状においての市場化テストの導入は困難ではなかろうかと考えているところでございます。

また、現状のまま公募であるとか一般競争入札を実施しても、今以上の効果が期待できないことから、現時点では平成26年度以降における事業者選定につきましては、機構との随意契約によらざるを得ないと判断してございます。

ただし、随意契約につきましては、その必要性・妥当性につきまして、第三者で構成されます総務省契約監視会に諮られる予定で、透明性を十分に保った上で事業を実施していきたいと考えてございます。

以上が、本事務・事業に関する検証・検討結果並びに今後の方針でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

北川主査 御苦労さまでございました。

それでは、別表のフォローアップに関する対応について、委員の皆様から御質問・御意見等を承りたいと思っておりますので、どうぞお願いします。

それでは、井熊副主査をお願いします。

井熊副主査 幾つか質問があるのです。

まず、４ページの一番下のところに「参入障壁がないことを検証したうえで」と書いてあるのですけれども、これはこの上に３つのポツがあるわけですが、こういうものが参入障壁だと思うのですが、こういうものは解決されたということの意味しているのかということが１つです。

あとは、制度的にこういう新しくできる機構が担うというのは決まってしまったことな

のかもしれませんがけれども、その上において、6 ページの一番下で「随意契約については、その必要性・妥当性について、第三者で構成される総務省契約監視会に諮られる予定」と書いていますが、これは妥当でないという結論は出るのか。

この2点です。

板東理事官 まず1点目で、LASDEC以外の事業者にしてみると、この3点は解消されていない状況でございます。

井熊副主査 そうでしたら、この記述は間違っているのですね。

板東理事官 現時点の仕様書で、その仕様書の範囲内で各事業者が参入障壁があるかどうかという意見を求めてございます。

井熊副主査 それは非常に、この参入障壁に対する認識が甘いといいますが、ずれているといいますが、こういうものが障壁であると言っておきながら、これは解決しないで、参入障壁がないことを検証されたというのは、表現としておかしくないですか。

前田課長 ここで言っている参入障壁というものは、広い意味ではなくて、かなり狭い意味で使っているということであるのしょうけれども、仕様書レベルの中での阻害になっているものはないであろうということの確認をいただいたということですか。

井熊副主査 交付税に関する知識が不足しているというのは、仕様書レベルではないということですか。

こういう業務範囲があって、その業務範囲によって、交付税制度に関する知識が必要であるということは仕様書に書かれているということではないのですか。

脇本主幹 仕様書上には、翌年度の交付税額の需要額、収入額というものを算定して、その結果を出してくださいという仕様書になってございます。

前田課長 ですから、そういった作業を行うための前提になる知識というものが、このポツのところでは書いていますとおり、他の業者さんはなかなかそれを習得するのは大変であるということなのです。

井熊副主査 だから、それは障壁ですよ。そういうことが困難だという条件が設定されるということが障壁なのだと思います。

前田課長 ただ、それは一定の期間とか労力をかければ、もちろん、それは習得することはできるのですけれども、業者さんの方としてはそこまでかけ切れないということなのだと思います。

板東理事官 それから、2点目でございます。総務省での契約監視会に諮られる予定というのは、これは毎回、随意契約につきましては、この監視会に対しまして、随意契約しなければならない必要性・妥当性というものを、この契約監視会に諮ってございます。したがって、そこでこの随意契約の必要性・妥当性がないという判断も当然あるかと思えます。

北川主査 次へ行っていいですか。

井熊副主査 はい。どうぞ。

北川主査 どうぞ。

浅羽専門委員 細かいところに入って申しわけないのですけれども、具体的に業務を委託している中身を教えていただきたいのです。

市町村分の普通交付税の算定をということで、先ほど脇本主幹から、基準財政需要額と基準財政収入額を出してくださいというふうをお願いするとおっしゃっていたのですが、実際にはもちろん、普通交付税総額が先に決まっています、それと配分の合計との金額が、最終的に合わせないといけませんね。その過程で、このLASDECさんにどこまでを委託するのでしょうか。

つまり、費用の数字をいろいろとやって、合うような数字を出してもらおうとか、あるいは補正係数の中の割り増しとか割り落としの率とか、そういうものを調整するとかそういった、いわば省令事項、あるいは大きいところは法令ですけれども、普通交付税に関する省令に載るようなことも含めて算定をお願いするような内容になってくるのでしょうか。

脇本主幹 一部はおっしゃるとおりなのですけれども、もちろん、こういった単位費用にすべきか、あるいはこういった補正係数にすべきかというのは総務省内で検証・分析しまして、こういう単位費用にしてください、こういう補正係数の計算にしてください、エクセルでいうところの計算式などはこういう計算式にしてみてくださいと電算の計算についてLASDECをお願いしております。

それで数字が出てきまして、おっしゃったとおり、総額というものは当初予算のほうに、最初に決まっていますので、夏に交付税を算定して積み上げてきた額と差が出てきますので、その差額が出てきた場合、合わせつけ率というものをかけて、調整率と言っていますけれども、こういう調整率にすべきであるというのは総務省のほうで考えて、こういった調整率にしたら、全国はこういう交付税になりますというものの計算だけをLASDECにしてもらいます。

板東理事官 私どものほうから情報センターに対しまして、こういう計算でやってくださいという、単位費用も補正係数も含めて計算式を示しまして、先ほど冒頭に申し上げました、地方団体から報告がある基礎数値をもとに、その計算をしていただいた結果を我々のほうに納品していただくという流れになります。

浅羽専門委員 そうしますと、何でそんなことをお聞きしたのかといいますと、交付税に対する知識という部分で、交付税に対する知識の最たるものは、その調整のところではないのかなと。

いかにして補正をかけていって、もともと考え方が、割り増しとか割り落としとかも含めて、こういうふうに考えるというのもあると同時に、総額に合わせていくというのは、しかもあの複雑なものを細かく調整して合わせていって、どうしても合わせられない九十九・九何%のところだけ最後にぶっかけるのは仕方ないとしても、そこに到達させるまでこそが交付税の知識が一番必要なところではないのかなと。

算定のための資料の、この分厚いもの1冊分ですね。あの知識が業者に必要なのかどう

かというのが私が気になるところで、それをまさに交付税課さんのほうで持っていて、相手に委託して、相手がそれを受ければやれるのではないのかなとも思ったので、そこはどうなのでしょう。

前田課長 その部分は私どもがやります。いろいろ試算は行っていただくのです。こういう計算式で計算してみたら、全国需要額なり個別の団体の需要額はどうなりますかと。そういったものを見ながら、それでそのまま最終結論まで行くこともあります。往々にして、やはりもう少し決算と突き合わせてみないと、本当にこれで大丈夫かということで、練り直しなんかをやるのです。いわば、そういう企画的な部分というものは私どもがやりまして、それに基づいて具体的な数字をはじいていただくのがLASDECの仕事です。

ただ、その具体的な数字をはじいていただく仕事というのは、まっさらの知識のままです。できるかといいますと、それはなかなか難しく、御案内のとおり、基準財政需要額というものは幾つもの単位費用から構成されますし、それにひっついている測定単位、そして、それに補正係数が何種類もあります。それぞれの基礎数値というものをどこに入れていくのかということ、そこはやはり知識がないと、わからないまま入れたら、これはとんでもないことになるので、そういった電算で数字を入れていくこと自体も、それなりに交付税の仕組みというものがわかっていないと難しいという側面もあります。

浅羽専門委員 もう一つ伺いたいのは、その作業の中で、参入障壁とかいろいろと事前の仕様書で、やはり私が想像するに、課長などがおっしゃるとおりだろうと想像していて、このLASDECと何度も計算のやりとりをしているのではないのかなと想像しているのです。こうしたら、全体的にこうなると。例えば、ここの補正のレンジを試してみるとか、割り増しの率を0.01ふやすとか減らすとか、そういうことをやることによってどうなるかというのをやりとりしているのではないのかなと。

そのときに、LASDEC相手だと、ちょっとこうなったらどうなるというものをすごくやりやすいのではないのかなと。一方で、それを外部に全く参入障壁等もなくやるというときに、そこら辺をどういうふうに書いていたのか。つまり、何回やりとりするとか、それによって全然かかってくるコストが変わってくると思うのですけれども、何回やりとりするかはやってみないとわからないのではないのかなと。特に総額が結構変わるようなときは、恐らく三位一体の改革のときなんかはすごく総額が変わってましたから、そのやりとりも多かったのではないのかなと勝手に邪推していますけれども、そういったところは、この一般競争入札等をやったときにはどういうふうに書かれていたのでしょうか。

脇本主幹 おっしゃるとおり、この4月から7月までにかけて算定をやるわけですが、実際には13回ぐらい、基礎数値を地方団体からとりつつ、LASDECと総務省で何回も、地方団体も交えてですが、計算をやります。そういうものは仕様書にも書いてございます。

かつ、今、おっしゃったとおり、何回も、こういう計算だったらどうだということを総務省なりに考えて、それをLASDECにまた試算だけしてもらいますので、その間、13回以外にも実際には何回も費目ごとに試算という作業は発生しますし、算定期間が終わっても8月

以降は、今度は翌年度の交付税がどうなるかというのを研究しないといけないので、試算というものはやっていただくことになっていきますし、それは一応、仕様書上にも、例えば去年だとかこういった試算は何回ですというのは仕様書にも書いてございます。

ですので、仕様書を見ていただければ、その回数自体は何回だというのはわかると思うのですが、実際にどういった作業をやるのかというのはなかなかイメージはつかないかもしれませんし、我々も交付税の知識のあるLASDECであるからこそ、今、仕事がやりやすいというのは、おっしゃるとおり、確かにあるとは思いますが。

浅羽専門委員 もう一点なのですけれども、担当は財政課さんだと思うのですが、特別交付税はLASDECとは全く関係ないのですか。

脇本主幹 特別交付税は独自でやっています。

浅羽専門委員 財政課の中でですか。

脇本主幹 はい。

浅羽専門委員 交付税課の方に答えるというのはおかしな話かもしれませんが。

脇本主幹 特別交付税は当省財政課で所管しておりますが、極論を申しますと、特別交付税は普通交付税と違って複雑ではない計算だからだと思うのですけれども、どこかに委託してやっているところはありません。

浅羽専門委員 それはLASDECと関係ないのですね。

脇本主幹 ありません。

浅羽専門委員 では、そこは連続はしていないのですね。

脇本主幹 はい。

板東理事官 特別交付税の具体的な、個別の団体で算定するのは、都道府県分と市分のみで、町村分はございませんので、財政課の各担当のところで計算をしています。なお、普通交付税の都道府県分もそれぞれの担当が計算をしております。

北川主査 よろしいですか。

浅羽専門委員 ありがとうございます。

北川主査 どうぞ。

川島副主査 2つ、質問があります。

1つは、今、委託をされているLASDECさんの概要について教えていただきたいと思えます。例えば、人員が何人ぐらいいるのか。あるいはこの事業を年間どれぐらいの金額で受託しているのか。そのことが、この財団法人の全体の売りに占める割合はどのぐらいなのかということをお願いいたします。さらに、それは100%、このセンターで賄っているのか。あるいはその業務の一部をどこかの事業者にも再委託と申しますか、外部に出しているかどうかを教えてくださいたいと思えます。

もう一つなのですけれども、6ページ目の平成26年度以降における事業者の選定というところで、市場化テストの導入は困難とあります。また、公募や一般競争入札も余り意味がないということで随意契約によるとなっているのですけれども、仮にそうであった場合

に、この事業を行うに当たって、この事業者による工夫によって、いかにサービスの質を高め、また、コストを削減していくのか。そういった努力も行われなくてはならないと思っております。この特命随意契約を行うと、今、申し上げたような質の向上ですとかコストの削減がどのように図られるのか、その辺の見通しなり方策について教えていただけますでしょうか。

脇本主幹 まず、前段のLASDEC、地方自治情報センターの全体の体制については、すみません、きょうは資料を持ち合わせてございませんので、また後日、資料をお持ちしたいと思えますし、売り上げに占める割合でありますとかも、今、手元にございませんので、所管課に確認をしてお持ちいたします。

業務の再委託については、基本的には再委託する場合は事業発注者の総務省に許可をとった上でやることになっておりますし、基本的にはLASDECの再委託というものはやっていないと思えます。

板東理事官 私どもから委託している事業費につきましては、毎年度約2億円弱で、今年度で言いますと1億8,400万円でございます。

地方自治情報センターは、これだけの事務をやっているわけではございませんで、住民基本台帳に係る事務であるとか、あとは地方団体の情報システムに関する研究であるとか、研修であるとか、そういったこともやっておりますので、交付税に関する部分はほんの一部でございます。また後ほど全体の数字については御報告申し上げたいと思っております。

それから、再委託については基本的にはございませんが、私どもの交付税課の職員の端末等につきましては、これは地方自治情報センターが自ら調達をして、私どもに貸与していただいているという流れになってございます。

北川主査 どうですか。いいですか。

どうぞ。

川島副主査 2番目に申し上げた、随意契約となった場合でのサービスの質の向上なり、コストの低減を図る上で、どのような対策・方策をお考えになっているのかという点を教えていただけますでしょうか。

脇本主幹 今回、LASDECは4月から地方公共団体情報システム機構に改組されます。そのことによって、これまで財団法人であったものから機構法に基づく機構になって、機構のほうで経営審議会あるいは代表者会議というものを法律上開催されることになっております。その代表者会議などには地方6団体の、知事会でありましてとか、都道府県議会議長会でありましてとか、その代表者が構成員として構成されることとなりますので、そういった方たちのより厳しい監視のもとに経営あるいは運営を監視されることとなります。

ですので、これまで以上に無駄な経費を、無駄な事業の執行をしていた場合につきましては、そういった代表者会議なり経営審議会の委員の目にとまりますので、そういった方々の厳しい監視のもとに、経費についてはより厳しい目で機構側に執行されますのでし、

提供されるサービスにつきましても地方団体に対して、より責任を持ったサービスの提供というものもなされるはずです。そういった面につきまして、財団法人から機構になることによって、この公共サービス改革法に類似した成果というものはより得られるのではないかなと考えてございます。

川島副主査 ありがとうございます。

北川主査 どうぞ。

古笛専門委員 1点だけですけれども、本件事業の事業費というものは年々減少傾向にはあるのでしょうか。増加傾向、変わらずでしょうか。その大きな流れを教えてくださいますか。

板東理事官 その都度、やる内容が制度改正に応じて、増える年度もございますが、基本的には減少傾向にございます。平成17年度、平成18年度当時は2億円を超えてございましたけれども、先ほど申し上げましたように、平成25年度は1億8,500万円という形になってございます。

北川主査 よろしいですか。

古笛専門委員 はい。

北川主査 では、井熊副主査どうぞ。

井熊副主査 これはLASDECが公的な団体に移行するというところで、なぜ市場化テストができないかという課題が5ページに書いてありますけれども、例えばソースコードの公開・開示ですとか、あるいはアクセスコードの開示ですとか、もちろん、セキュリティの条件とかがありますけれども、そういうことも公的な判断でできるわけですね。

もう一つは、右のほうに行って、運用のためにはシステムの独自保有が前提というのは、必ずしも世間一般から見るとそうはいえないのではないのかなとも思うのですが、ここに書いてある課題に関しても、すぐにはできないにしても、今後、検討の余地があるのかなというふうに考えると、一刀両断に、ここで特命随契しかないと言い切るのもどうなのかなと。やはり今後の一部業務のそういう外部への委託ということについても、それを含めた効率化みたいなことは検討してしかるべきかなと思うのですけれども、いかがですか。

板東理事官 今後も効率化とかの検討は当然続けていかなければいけないと思ってございますが、現状といたしまして、これまで他の事業者からいろいろお話を聞く中で、やはりシステム自体が情報センターが保有しているということが、自らが入札に参加するにはなかなか難しい状況になっているというところがございます。

それと、やはり仮にシステムなりサーバなり、情報センターが保有しているものを提供してやる場合にも、当然、そこに新たな使用料であるとか利用料といった新たなコストがかかることからすると、現状で言いますと、なかなか市場化をしても効果は上がってこないであろうという判断を、今、我々はしているところでございます。

しかしながら、冒頭にお話ししたように、今後できることはないのか、ほかの面で効率化が図られるものはないのかという検討・検証は十分、我々もやっていく考えではおりま

す。

前田課長 それと、これは先ほどの経緯のところでも申し上げましたが、現在LASDECが保有しているシステムは、もともと各都道府県がお金を出してつくっているいきさつもございます。ですから、国費でつくっているならいざ知らず、全く私どもの一存だけで、そのいきさつを無視して、例えば全てをオープンにしろというのはなかなか難しいわけです。

ですから、そういった中で私どもも正直、経緯のところにもありますとおり、これまでも公募ですとか一般競争入札でいろいろ、なかなか内心は難しいだろうなと思いつつも、とにかく世の中全体の流れがこうなっているのでもやってみようよということでもずっと取り組んできたのですけれども、なかなか現実問題はほかの方がこれまでも全然手を挙げてきていないということ踏まえて、今回のような資料を用意させていただいたということもございます。

井熊副主査 今のお話で、公的団体というのは民間企業に比べると人件費コストの硬直性はあるわけですから、やはりなるべく市場を使って工夫するのは公的団体の効率化に必須のことであると私は思います。

もう一つ、国とか県というのは公共の中の問題であって、国民から見たら、それは一つの公なのです。それが国とか都道府県というのは公の側の問題で、国民目線から言ったら、それは一つの公なのだと思つたのです。ですから、もしそれが正しい方向であれば、そういうところに関しては、調整に対しては努力をするというのが正しい姿勢かなと思います。

前田課長 もとより私どもも、今後も効率的な方策というものはなるべく模索していきたいと思つたけれども、ただ、確かに御指摘のように、国民から見れば国も県も市町村も一緒ではないか、公ではないかということはあるのかもしれませんが、例えば所有権とか管理権というものは、厳密に同じ公の中でも、国、県、市町村、それは役割分担なども分かれておりますので、その部分は実際、所有権なり著作権が誰のものなのかということ、公だから一緒でしょうというのはなかなか現実問題、私どもとしては難しいというところはあります。

ただ、繰り返しになりますが、だからといって、効率的・効果的な方策がないのかということ、それは我々もずっと求めていかなければいけないと思つておりますし、やはり実質的な利用者でありますところの都道府県のほうも、現下の厳しい財政状況の中で負担金を出さなければいけないわけですので、ある意味、スポンサー目線として、どれぐらいの経費がかかって、どれぐらいの効果が出るのだということは、彼らのほうからもチェックというものは働いてくるのではないかなと思つております。

北川主査 いいですか。

どうぞ。

事務局 すみません、先ほど川島副主査から御質問のありました財団法人の概要について、こちらは事務局で調べたものがございましたので、確認の意味で整理させていただきます。

ホームページ等で補助金等支出明細書というものが公表されておまして、こちらの財団法人、地方自治情報センターは、年間総収入額が100億円程度でございまして、本件事業の1億8,000万円がおよそ1.73%というふうに公表されております。

また、補助金等支出明細書ということで、1億8,000万円のうち外部への支出ということで、アプリケーションサービス料が2,800万円という数字が挙げられておりました。

すみません、先ほど外部委託がないといったお話もあったかもしれないので、その辺の御確認をお願いしたいと思います。

脇本主幹 基本的にはアプリケーションを再委託として開発してということではないのだろうとは思いますが。一部、市販のソフトなりの利用をして外部のものを使っているということだと思えます。

事務局 確認して御報告をお願いします。

北川主査 では、どうぞ。

尾花副主査 すみません、教えてください。

5ページのところで、設計・開発面の観点から導入が難しいのではないかと御説明をいただいたのですが、交付税制度の習得期間に1年程度かかるとか、システムの開発期間に4年程度かかるというのは何を情報源とされているのでしょうか。

脇本主幹 我々、一般競争入札を行って、実際には仕様書を取りに来たけれども参加しなかった事業者でありますとか、あるいは今、平成25年度まで公募を行って、仕様書をチェックしてもらった事業者さんに伺ったヒアリングの結果、おおむね、そのような回答を平均して得ているということでございます。

尾花副主査 何社ぐらいからですか。

脇本主幹 まず、一般競争を行ったときには10者に対して行っていますし、この公募の期間におきましては2者からヒアリングを行って、結果を得てございます。

尾花副主査 そのシステム開発というものは、非常に特殊で時間がかかる、それは4年程度であるというのは客観的な評価と考えるということではよろしいでしょうか。

脇本主幹 プロの開発なり、パソコンの大きな事業者の御判断の平均ですので、客観的であると考えるでございます。

尾花副主査 わかりました。

もう一点、6ページの1.の(4)の最後の記載の方法が、もう少し書いていただくとわかりやすいなと思うのですが「地方共同法人化によって、みなし公務員の規定が設けられる等、公的な性格が強まり」という、これによると、良質かつ低廉な公共サービスの実現が期待できると。その公的な性格が強まると、良質かつ低廉な公共サービスの実現というものがストレートに期待できないからこそ、この公共サービス改革法が導入されたと理解しているのですが、先ほどほかの委員がおっしゃったような、契約監視会による不断の見直しとか、その他、何かもう少し、公的な性格が強まると安心ですというよりも、もう一步踏み込んだ施策みたいなものを御検討いただけるといいのかなと考えます。

以上です。

北川主査 そのほかはよろしいですか。

それでは、時間も来ておりますので、議論はこれまでとさせていただきます、事務局から少し整理していただけますか。

事務局 事務局から何点か確認したいことがあるのですけれども、よろしいですか。

契約監視会で特命随契の是非について諮るといふふうにお伺いいたしましたけれども、このスケジュール感というものはどのようになっているのでしょうか。

板東理事官 すみません。それは把握してきてございません。

事務局 特命随意契約するのは平成26年度業務からということでもよろしいですか。

板東理事官 はい。

事務局 そうしましたら、多分、スケジュール感としては近いうちだと思っておりますけれども、そこはまだわからないということですね。

板東理事官 はい。

事務局 わかりました。

仮に、契約監視会において特命随意契約が認められない場合は、どのような契約方式をとろうと考えていらっしゃるのですか。

板東理事官 現時点ではわかりませんが、とりあえず方法としてみれば、いわゆるこれまでどおり、平成25年度と同様に、公募による事業者の選定ということも一つの方法だと思います。

事務局 契約監視会で特命随意契約が認められない場合というのは、多分、競争性の余地があるという判断だと思っておりますけれども、その場合は市場化の導入について総務省としてどのようにお考えですか。

板東理事官 契約監視会の方では、競争性を追求する余地が少しでもあるのではないかという判断ではなくて、実際に特命随契をやる妥当性がないのではなかろうかという御判断がもしかしたらあるかもしれないということだと思います。

前田課長 どちらかといいますと、契約の透明性という観点から行うものであるというふうにお考えいただければということです。

事務局 事務局としての見解を整理いたしますけれども、井熊先生のほうから一部業務の外部委託という話が出まして、民間の活用という部分の検討が必要ではないかという話がありました。

一方で、特命随意契約を行うに当たっては、総務省の契約監視会に諮り、そこで認められれば随意契約を行うこととなると思いますが、今後の対応といたしましては、まず契約監視会の状況を把握してから最終的な取り扱いについて検討したいと思っています。仮に総務省の契約監視会において、特命随意契約が認められれば、妥当性があったというところで、その場合は特命随意契約をすることについて、監理委員会が妨げることはできないのかなと考えています。

ただし、先ほど井熊先生からございましたとおり、一部業務の外部委託とさらなる効率化を図るという部分もございますので、そちらの検討については引き続き実施していただく。さらに、総務省が随意契約をするに当たっては、単価の見直しですとか、歩掛の調査というものをしっかりやっていただいで、効率的な発注に努めていただく必要があるのではないかと考えています。

別表の書きぶりについてなのですからけれども、少なくとも特命随意契約をするに当たっての契約監視会での状況を踏まえてから最終的な判断をしたいと思っております。委員の先生方がでしょうか。

北川主査 今の意見でまとめていきたいとは思っておりますけれども、今の流れでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

北川主査 では、それでよろしいですか。

事務局 はい。

北川主査 各委員、御意見はよろしゅうございますね。

それでは、御審議ありがとうございました。

本日の議論の中で、各委員から示された意見等を踏まえつつ、今後の事業運営に取り組んでいただければと思います。別表の記載事項の取り扱いにつきましては、事務局と調整をしていただきたいと思っております。

本日の議論を踏まえて、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料を整理したいと思っております。

整理したものにつきましては、事務局から3月の監理委員会の本委員会に報告願います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から何か確認すべきことはございますか。特にございませんか。

事務局 はい。

北川主査 それでは、総務省の皆さん、御出席ありがとうございました。